

株式会社ソラコム 定 款

平成26年11月 4日	作 成
平成 年 月 日	公証人認証
平成26年11月10日	会社設立
平成27年 2月25日	一部改訂
平成27年 4月10日	一部改訂
平成27年 5月29日	一部改訂
平成28年 4月28日	一部改訂
平成28年12月14日	一部改訂
平成29年 8月31日	一部改訂
平成30年 3月23日	一部改訂
令和 3年 5月18日	一部改訂
令和 3年 6月17日	一部改訂
令和 4年12月15日	一部改訂
令和 6年 6月26日	一部改訂
令和 7年 6月25日	一部改訂

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ソラコムと称し、英文では、SORACOM, INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット接続サービス及びネットワーク関連サービスの開発、企画販売
2. コンピュータシステム、通信システム、制御システムの機器・装置及び付属機器・周辺機器の設計、製造、販売、賃貸、運用管理、導入設置、保守メンテナンスの業務及びコンサルタント業
3. 宣伝広告業及び広告代理業
4. インターネットを利用した各種情報処理・情報提供サービス、広告業務及び通信販売業務
5. インターネットの広告・宣伝に関するコンサルタント業
6. コンピュータソフトウェア及びハードウェアの開発、企画販売
7. 知的財産権（工業所有権、特許権、著作権、商品化権、出版権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、仲介並びにノウハウの提供及び売買
8. マルチメディア関連の映像、ソフトウェア、データ及び映像媒体、音声媒体の企画、製作、販売
9. 人材派遣業及び人材紹介業
10. 有料職業紹介業及び労働者派遣事業
11. 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理・利用
12. 生命保険の募集に関する業務
13. 損害保険代理業
14. 各種の講演会・研究会・セミナー等の開催等の企画、制作、運営に関する業務
15. 事務用機器・通信機器、各種家庭用電気機器の販売代理業及びリース業
16. イベントの企画、制作並びに運営
17. ウェブサイトの企画、立案、製作並びに運営
18. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、153,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、第12条に定める定時株主総会の基準日後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

3 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、当該株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の監査等委員でない取締役は5名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

2 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠または増員として選任された監査等委員でない取締役の任期は、前任者または他の

取締役の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。

（重要な業務執行の決定の委任）

第21条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役1人以上を定める。

2 当社を代表する取締役のうち1人は、取締役社長とし、取締役会の決議によって監査等委員でない取締役の中から定める。

3 前項のほか、取締役会において定める規則に基づき、取締役の中から役付取締役を定めることができる。

（招集権者）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（招集手続）

第24条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

（議長）

第25条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

（取締役会規則）

第29条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める

取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役が、報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 当会社は監査等委員の中から監査等委員の決議によって常勤監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関するその他の事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

2 当会社の中間配当を行う場合の配当の基準日は毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の未払いの配当金には、利息を付けない。

第7章 附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条 当社は、第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第8回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款38条第2項の定めるところによる。